

○伊勢広域環境組合行政不服審査会条例

平成 28 年 2 月 18 日

組合条例第 1 号

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 2 項の規定に基づき、同項の機関として、伊勢広域環境組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 3 条 審査会は、法の規定により審査庁が諮問すべき事件ごとに、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、行政等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

3 委員は、その者の委嘱に係る事件に関する調査審議が終了したときは、解職させるものとする。

(秘密保持義務)

第 4 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。